

大阪中之島美術館 2025 - 27 年度環境調査および IPM メンテナンス業務委託仕様書

1 案件名称 大阪中之島美術館 2025 - 27 年度環境調査および IPM メンテナンス  
業務委託

2 業務概要

大阪中之島美術館は、IPM（総合的有害生物管理）を実施し、作品資料の保管に適した良好な環境を維持することをめざす。本業務は、虫やカビ等による被害を未然に防止することを目的とし、環境調査および IPM メンテナンスを実施するものである。

3 履行場所 以下「6 業務内容」に示す

4 履行期間 以下「6 業務内容」に示す

5 業務実施責任者

業務実施責任者には、文化財 IPM コーディネータおよび文化財虫菌害防除作業主任者の有資格者があたるものとする。

6 業務内容

業務内容は以下の（１）～（４）の通りである。

（１）生物（文化財害虫）調査

①履行場所 提案による。

2024 年度までの期間については館内の 237 か所に粘着トラップを設置したが、捕獲状況や周辺環境を鑑み、適正な設置場所および設置個数を提案すること。

これまでの設置場所の詳細は、参加資格審査を通過し、「公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書」【様式 3】を提出した者のみに対し公開する。

②履行期間 2025 年 4 月中旬～2028 年 3 月 31 日（金）

\*業務開始日および実際の作業日は発注者と協議の上決定すること。

③方法

捕虫トラップを指定場所に配置して害虫を捕獲し、4 週間後に回収ののち分析（同定）する。また、トラップの回収、設置時には、周囲の目視点検を行うものとし、異物を確認した場合は採取・記録する。

捕虫トラップは、粘着、フェロモンの種類を問わないが、選定の合理的な

理由も明記すること。また、館内の美観を損なわない、目立たないものにする。

④実施回数 提案による。

なお、2024年度までの実施状況については、以下のとおりである。調査結果や館内の環境を鑑み、適切な回数を提案すること。ただし、捕虫トラップの回収と設置は同時に行うこと。

各月（各4週間）、各年度12回実施

⑤報告書 報告書は調査1回ごと、調査終了日から3週間以内に提出すること。

(2) 生物（カビ）調査

①履行場所 提案による。

なお、2024年度までの実施状況は以下のとおりである。調査結果や館内の環境を鑑み、必要と思われる場所で実施すること。

ゾーニング	室名	場所
収蔵区画	貴重資料保管庫	2階
	収蔵庫1	3階
	収蔵庫2	
	収蔵庫3	
	低湿度収蔵庫	
	収蔵庫前室	
	収蔵庫二重壁内	
	一時保管庫1	
	一時保管庫2	
展示区画	調査研究室1	1階
	調査研究室2	3階
	展示室1	4階
	展示室2	
	壁付展示ケース	
	展示室1、2、3	5階

②履行期間 2025年4月中旬～2028年3月31日（金）

\* 業務開始日および実際の作業日は発注者と協議の上決定すること。

- ③方法 提案による。  
 なお、2024年度までの実施方法は以下のとおりである。  
 ア 空中浮遊菌調査 アクティブサンプリング法  
 イ 付着菌調査 拭取り法  
 各室、床面、壁面の2ポイント実施
- ④履行回数 提案による。  
 なお、2024年度までの実施状況は以下のとおりである。  
  
 各年度6月、10月（各1回、計2回）
- ⑤培地 PDA培地およびM40Y培地
- ⑥報告書 報告書は調査1回ごと、調査終了日から3週間以内に提出すること。

### (3) 空気環境調査

- ①履行場所 提案による。  
 なお、2024年度までの実施状況は以下のとおりである。調査結果や館内の環境を鑑み、必要と思われる場所で実施すること。

ゾーニング	室名	場所
収蔵区画	貴重資料保管庫	2階
	収蔵庫1	3階
	収蔵庫2	
	収蔵庫3	
	低湿度収蔵庫	
	収蔵庫前室	
	一時保管庫1	
	一時保管庫2	
展示区画	調査研究室1	1階
	調査研究室2	3階
	展示室1	4階
	展示室2	
	壁付展示ケース	
	展示室1、2、3	5階

- ②履行期間 2025年4月中旬～2028年3月31日（金）

\* 業務開始日および実際の作業日は発注者と協議の上決定すること。

- ③方法 提案によるが、パッシブインジケータは不可とする。  
 なお、2024年度までは検知管によるガス濃度測定を行っていた。
- ④回数 提案による。  
 なお、2024年度までの実施状況は以下のとおりである。
- 各年度6月、10月（各1回、計2回）
- ⑤測定ガス 3種5物質  
 （アンモニア・酢酸、ギ酸・ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド）
- ⑥報告書 報告書は調査1回ごと、調査終了日から3週間以内に提出すること。

#### （4）IPM メンテナンス

##### ①履行場所

ゾーニング	室名
収蔵区画	収蔵庫 1
	収蔵庫 2
	収蔵庫 3
	低湿度収蔵庫
	収蔵庫前室
	一時保管庫 1
	一時保管庫 2
展示区画	調査研究室 2

##### ②履行期間および作業日数

ア 履行期間 2025年4月中旬～2028年3月31日（土）

\* 上記期間中、①に示す各室を最低1回、IPM メンテナンスすること。  
 ただし一時保管庫1、2については毎年度、全3回実施するものとする。

イ 作業日数 提案によるが、各年度20日間程度とする。

##### ③業務実施方針、計画の提案

ア （1）～（3）の調査結果を分析、反映した年間業務実施方針、計画を提案すること

- と。提案は、メンテナンス方法、道具の選定等を含んだ具体的なものであること。
- イ 年間実施方針、計画を実現する作業日数及び作業人員数を提案すること。ただし作業日数は②イで示す日数を目安とする。
  - ウ 作品資料等の移動を要する作業のうち、その性質・状態により美術品梱包技能士の補助が必要な場合は計画に明示すること。美術品梱包技能士は、別途発注者が手配するものとするが、作業日をまとめるなど、効率の良い作業工程を提案すること。
  - エ 年間業務実施方針、計画は発注者と受注者で協議を行い、発注者の了解を得ること。
  - オ 年間業務実施方針、計画書には以下の内容を含むこと。
    - (ア)実施方針
    - (イ)実施計画（作業工程表）
    - (ウ)業務責任者、作業技術者名簿（資格保持者を明記のこと）

#### ④調査

- ア 回収した塵埃、落下物等は日付、場所等の情報を記録し、分析を行うこと。
- イ 回収した塵埃、落下物等について4段階のメッシュ径の篩（ふるい）を用い、篩別すること。篩で分離できなかったものは手作業で分離すること。分離されたものの内容、重量等を調査し、収蔵庫の使用および清掃状況に関する情報収集を行い、報告書としてまとめること。分離内容は概ね以下の通りとする。
  - (ア)ダストの重量
  - (イ)文化財害虫
  - (ウ)文化財害虫以外の虫
  - (エ)有機物（髪の毛、紙、梱包資材等）
  - (オ)無機物（金属、プラスチック等）

#### ⑤人員配置

- ア 作業現場における作業監督者を配置すること。監督者は文化財 IPM コーディネータおよび文化財虫菌害防除作業主任者の資格を有する者であること。作業監督者は業務責任者と同一人物でも構わない。
- イ 作業監督者を含む2名以上の作業技術者が本業務に従事すること。
- ウ 本業務に従事する者は原則として全員が、文化財虫菌害防除作業主任者の資格を有し、半数が文化財 IPM コーディネータの資格を有していること。

- ⑥報告書 報告書は調査終了日から1か月以内に提出すること。  
報告書には④の調査結果を記載すること。

⑦留意点

- ア 業務は発注者監督のもと行うこと。
- イ 作品資料等のうち露出しているものは薄葉紙または薄手の養生シートで保護の上業務を実施すること。
- ウ 作品資料等の移動を要する場合、その取り扱いは大阪中之島美術館学芸員、または大阪中之島美術館が別途契約した美術品梱包技能士に限る。そのため、美術品梱包技能士が必要な場合はあらかじめ人数と日時を指定し、事前に発注者に手配を依頼すること。

7 業務報告書

受注者は以下の項目を含む業務報告書を発注者に提出すること。提出期限は、「6 業務内容」(1)～(4)の業務区分ごとに示すとおりである。

- (1) 受注者名と所在地
- (2) 発注者名と所在地
- (3) 業務実施個所の見取り図
- (4) 調査及び作業の年月日
- (5) 作業者名簿（資格保持者を明記のこと）
- (6) 調査・分析・作業結果（写真を含む）
- (7) 結果の分析と所見（改善すべき点に対する具体的な提案を含むこと）

8 経費の負担

本仕様書に示す業務に使用する装置・用具等は受注者が用意し、経費負担するものとする。ただし光熱水費は発注者が負担する。

9 再委託の禁止

本仕様書に示す業務を第三者に委託してはならない。

10 検査及び検収

- (1) 各日作業終了の都度、発注者立ち合いのもと、内容の確認、棄損等の有無について検査するものとする。
- (2) 上記以外についても発注者が必要と認める場合は本業務の履行状況を検査し、受注者に必要な報告を求めることがある。
- (3) 発注者は(1)の検査に合格したときをもって業務の履行を確認するものとする。また、各業務が完了したのち、受注者から提出された業務完了報告書により検収するものとする。報告書および本業務において作成した記録、データ、資料等は業務完了後一か月以内に1部（データおよび紙媒体それぞれ）を提出すること。

## 11 誓約書の提出

本業務で示す館内の平面図および 2024 年度までの IPM 関連業務における報告書は守秘義務対象資料である。守秘義務対象資料の開示を受けた者は、「公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書」【様式 3】を提出すること。

## 12 その他

- (1) 業務時間は原則として、平日午前 9 時 30 分～午後 5 時とすること。
- (2) 業務にあたっては十分に安全に配慮すること。
- (3) 受注者は業務遂行にあたり必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、専門的知見から有益な提案を積極的に行うこと。
- (4) 業務にあたり発生した廃棄物等は受注者の責任によって処分すること。
- (5) 業務対象場所において毀損等何らかの異常を認めた場合は直ちに発注者に報告し、指示を受けること。
- (6) 本業務にあたり業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。またほかの目的に使用してはならない。契約終了後、解除された後においても同様とする。
- (7) その他定めのない事項については発注者と協議し、その指示に従うこと。